

県内市町村の健全化判断比率等の状況(確報)をお知らせします

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定した、県内市町村の令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率の状況(確報)は、次のとおりです。なお、速報(令和7年9月30日発表)から数値の変更はありません。

1 健全化判断比率等の概況

健全化判断比率が**早期健全化基準以上の市町村はありませんでした。**

また、県内市町村、広域連合及び一部事務組合(長野県上伊那広域水道用水企業団を除く。)に設けられた**公営企業会計(237会計)のうち、資金不足が生じた会計はありませんでした。**

2 各比率の状況

指標	早期健全化基準	全市町村平均		(参考)用語解説
		R6決算	R5決算	
1 実質赤字比率	財政規模に応じ 11.25% ～15%	-	-	地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計等」に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。
2 連結実質赤字比率	財政規模に応じ 16.25% ～20%	-	-	公立病院や下水道など公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものです。
3 実質公債費比率	25%	6.7	6.5	地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。
4 将来負担比率	350%	-	-	地方公共団体の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。
5 資金不足比率	(経営健全化基準) 20%	-	-	公立病院や下水道などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

※「早期健全化基準」以上の場合、財政健全化計画の策定などが義務付けられます。

※「-」は赤字額(資金不足額)がないことを示します。

※団体別の状況は、別紙1(健全化判断比率)及び別紙2(資金不足比率)をご覧ください。

※健全化判断比率等の詳しい算定方法は、別紙3をご覧ください。

確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン 3.0

～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～

[長野県総合5か年計画推進中]

(問合せ先)

担当：企画振興部市町村課財政係

傳田、小林、尾上

電話 026-235-7062(直通)

026-232-0111(代表) 内線 2111

FAX 026-232-2557

E-mail s-zaisei2@pref.nagano.lg.jp

(別紙1)

令和6年度決算に基づく健全化判断比率（確報）

(単位：%)

健全化判断比率 地方公共団体の名称	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率			将来負担比率		
	R6	R5	R6	R5	R6	R5	増減	R6	R5	増減
長野市	-	-	-	-	5.1	5.2	△ 0.1	9.7	20.6	△ 10.9
松本市	-	-	-	-	3.6	3.6	0.0	-	-	-
上田市	-	-	-	-	5.6	5.3	0.3	22.1	19.4	2.7
岡谷市	-	-	-	-	7.3	6.9	0.4	34.0	34.0	0.0
飯田市	-	-	-	-	8.6	8.1	0.5	7.2	3.1	4.1
諏訪市	-	-	-	-	7.9	7.2	0.7	42.4	46.4	△ 4.0
須坂市	-	-	-	-	8.3	8.0	0.3	-	-	-
小諸市	-	-	-	-	7.3	7.3	0.0	-	-	-
伊那市	-	-	-	-	7.2	6.8	0.4	-	-	-
駒ヶ根市	-	-	-	-	11.8	11.7	0.1	53.9	70.6	△ 16.7
中野市	-	-	-	-	5.8	6.1	△ 0.3	-	-	-
大町市	-	-	-	-	8.3	8.3	0.0	33.7	31.9	1.8
飯山市	-	-	-	-	11.6	11.7	△ 0.1	-	-	-
茅野市	-	-	-	-	7.5	7.5	0.0	40.2	45.1	△ 4.9
塩尻市	-	-	-	-	7.7	7.2	0.5	8.5	7.8	0.7
佐久市	-	-	-	-	2.7	1.4	1.3	-	-	-
千曲市	-	-	-	-	11.3	10.7	0.6	4.7	5.3	△ 0.6
東御市	-	-	-	-	9.9	10.0	△ 0.1	25.3	24.1	1.2
安曇野市	-	-	-	-	7.9	8.3	△ 0.4	-	-	-
小海町	-	-	-	-	7.4	7.1	0.3	-	-	-
川上村	-	-	-	-	2.4	1.5	0.9	-	-	-
南牧村	-	-	-	-	3.1	2.6	0.5	-	-	-
南相木村	-	-	-	-	-0.8	0.5	△ 1.3	-	-	-
北相木村	-	-	-	-	7.8	7.4	0.4	-	-	-
佐久穂町	-	-	-	-	9.2	10.5	△ 1.3	-	-	-
軽井沢町	-	-	-	-	0.9	1.0	△ 0.1	-	-	-
御代田町	-	-	-	-	4.9	7.8	△ 2.9	-	-	-
立科町	-	-	-	-	7.7	7.8	△ 0.1	-	-	-
青木村	-	-	-	-	7.9	8.1	△ 0.2	-	-	-
長和町	-	-	-	-	10.0	9.8	0.2	29.3	44.0	△ 14.7
下諏訪町	-	-	-	-	8.0	7.0	1.0	32.9	29.6	3.3
富士見町	-	-	-	-	8.0	6.3	1.7	-	-	-
原村	-	-	-	-	6.1	6.9	△ 0.8	-	-	-
辰野町	-	-	-	-	8.6	8.3	0.3	-	-	-
箕輪町	-	-	-	-	9.0	8.2	0.8	36.4	30.1	6.3
飯島町	-	-	-	-	8.9	8.0	0.9	27.7	29.4	△ 1.7
南箕輪村	-	-	-	-	7.8	7.5	0.3	3.4	1.7	1.7
中川村	-	-	-	-	-0.1	-1.0	0.9	-	-	-
宮田村	-	-	-	-	6.2	7.1	△ 0.9	-	-	-
松川町	-	-	-	-	7.1	5.9	1.2	-	-	-

(単位：％)

健全化判断比率 地方公共団体の名称	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率			将来負担比率		
	R6	R5	R6	R5	R6	R5	増減	R6	R5	増減
高 森 町	-	-	-	-	8.3	8.3	0.0	27.0	35.5	△ 8.5
阿 南 町	-	-	-	-	3.6	4.0	△ 0.4	-	-	-
阿 智 村	-	-	-	-	2.2	1.6	0.6	-	-	-
平 谷 村	-	-	-	-	8.2	5.1	3.1	-	-	-
根 羽 村	-	-	-	-	4.3	4.5	△ 0.2	-	-	-
下 條 村	-	-	-	-	-4.3	-4.6	0.3	-	-	-
売 木 村	-	-	-	-	11.6	10.9	0.7	-	-	-
天 龍 村	-	-	-	-	3.1	1.9	1.2	-	-	-
泰 阜 村	-	-	-	-	8.0	7.2	0.8	-	-	-
喬 木 村	-	-	-	-	8.4	8.5	△ 0.1	-	-	-
豊 丘 村	-	-	-	-	12.0	11.8	0.2	-	-	-
大 鹿 村	-	-	-	-	2.8	1.6	1.2	-	-	-
上 松 町	-	-	-	-	9.9	9.8	0.1	37.7	35.6	2.1
南 木 曾 町	-	-	-	-	8.9	8.9	0.0	-	-	-
木 祖 村	-	-	-	-	8.2	7.6	0.6	-	-	-
王 滝 村	-	-	-	-	8.6	8.0	0.6	-	-	-
大 桑 村	-	-	-	-	12.2	11.4	0.8	32.4	35.7	△ 3.3
木 曾 町	-	-	-	-	11.0	9.3	1.7	-	-	-
麻 績 村	-	-	-	-	6.1	6.3	△ 0.2	-	-	-
生 坂 村	-	-	-	-	7.3	7.4	△ 0.1	-	-	-
山 形 村	-	-	-	-	5.3	6.0	△ 0.7	-	-	-
朝 日 村	-	-	-	-	7.7	7.1	0.6	-	-	-
筑 北 村	-	-	-	-	3.0	2.6	0.4	-	-	-
池 田 町	-	-	-	-	11.9	12.1	△ 0.2	-	-	-
松 川 村	-	-	-	-	8.9	10.0	△ 1.1	-	-	-
白 馬 村	-	-	-	-	16.2	15.6	0.6	-	4.7	皆減
小 谷 村	-	-	-	-	11.3	11.3	0.0	-	-	-
坂 城 町	-	-	-	-	8.4	7.9	0.5	-	-	-
小 布 施 町	-	-	-	-	5.4	5.6	△ 0.2	-	-	-
高 山 村	-	-	-	-	7.3	7.2	0.1	-	-	-
山 ノ 内 町	-	-	-	-	8.8	8.6	0.2	38.3	41.7	△ 3.4
木 島 平 村	-	-	-	-	11.0	13.2	△ 2.2	-	-	-
野 沢 温 泉 村	-	-	-	-	8.0	8.1	△ 0.1	-	-	-
信 濃 町	-	-	-	-	7.7	8.4	△ 0.7	-	-	-
小 川 村	-	-	-	-	5.3	6.1	△ 0.8	-	-	-
飯 綱 町	-	-	-	-	11.8	11.3	0.5	-	-	-
栄 村	-	-	-	-	7.2	7.2	0.0	-	-	-

市 平 均	-	-	-	-	6.4	6.3	0.1	-	-	-
町 村 平 均	-	-	-	-	7.3	7.1	0.2	-	-	-
県 平 均	-	-	-	-	6.7	6.5	0.2	-	-	-

※ ーは、数値なし（実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担額が負の団体）

※ 平均値は加重平均

(別紙2)

令和6年度決算に基づく資金不足比率(確報)

(単位: %)

市町村・一部事務組合			特別会計	資金不足比率		
				R6	R5	
長	野	市	水道事業会計	-	-	
長	野	市	下水道事業会計	-	-	
長	野	市	戸隠観光施設事業会計	-	-	
長	野	市	産業団地事業会計	-	-	
長	野	市	鬼無里大岡観光施設事業特別会計	-	-	
松	本	市	水道事業会計	-	-	
松	本	市	下水道事業会計	-	-	
松	本	市	病院事業会計	-	-	
松	本	市	上高地観光施設事業会計	-	-	
松	本	市	地域排水施設事業会計	-	-	
松	本	市	農業集落排水事業会計	-	-	
松	本	市	公設地方卸売市場特別会計	-	-	
松	本	市	奈川観光施設事業特別会計	-	-	
松	本	市	松本城特別会計	-	-	
上	田	市	上田市水道事業会計	-	-	
上	田	市	上田市公共下水道事業会計	-	-	
上	田	市	上田市農業集落排水事業会計	-	-	
岡	谷	市	水道事業会計	-	-	
岡	谷	市	下水道事業会計	-	-	
岡	谷	市	病院事業会計	-	-	
岡	谷	市	温泉事業特別会計	-	-	
飯	田	市	飯田市水道事業会計	-	-	
飯	田	市	飯田市病院事業会計	-	-	
飯	田	市	飯田市下水道事業会計	-	-	
飯	田	市	飯田市地方卸売市場事業特別会計	-	-	
諏	訪	市	水道事業会計	-	-	
諏	訪	市	下水道事業会計	-	-	
諏	訪	市	温泉事業会計	-	-	
諏	訪	市	公設地方卸売市場事業特別会計	-	-	
諏	訪	市	霧ヶ峰リフト事業特別会計	-	-	
須	坂	市	水道事業会計	-	-	
須	坂	市	下水道事業会計	-	-	
須	坂	市	宅地造成事業会計	-	-	
小	諸	市	小諸市水道事業会計	-	-	
小	諸	市	小諸市公共下水道事業会計	-	-	
小	諸	市	小諸市農業集落排水事業会計	-	-	
小	諸	市	小諸公園事業特別会計	-	-	
小	諸	市	小諸市産業団地整備事業特別会計	-	-	
伊	那	市	水道事業会計	-	-	
伊	那	市	下水道事業会計	-	-	
伊	那	市	自動車運送事業会計	-	-	
駒	ヶ	根	市	水道事業会計	-	-
駒	ヶ	根	市	公共下水道事業会計	-	-

(単位：％)

市町村・一部事務組合				特別会計	資金不足比率	
					R6	R5
駒ヶ根市				農業集落排水事業会計	-	-
駒ヶ根市				駒ヶ根高原別荘地特別会計	-	-
中野市				中野市水道事業会計	-	-
中野市				中野市下水道事業会計	-	-
大町市				水道事業会計	-	-
大町市				温泉引湯事業会計	-	-
大町市				公共下水道事業会計	-	-
大町市				農業集落排水事業会計	-	-
大町市				病院事業会計	-	-
大町市				公営簡易水道事業会計	-	-
飯山市				飯山市水道事業会計	-	-
飯山市				飯山市簡易水道特別会計	-	-
飯山市				飯山市下水道事業会計	-	-
茅野市				水道事業会計	-	-
茅野市				下水道事業会計	-	-
塩尻市				塩尻市水道事業会計	-	-
塩尻市				塩尻市下水道事業会計	-	-
佐久市				佐久市国保浅間総合病院事業特別会計	-	-
佐久市				佐久市下水道事業特別会計	-	-
佐久市				佐久市環境エネルギー事業特別会計	-	-
佐久市				佐久市工業用地取得造成事業特別会計	-	-
千曲市				水道事業会計	-	-
千曲市				下水道事業会計	-	-
東御市				東御市水道事業会計	-	-
東御市				東御市下水道事業会計	-	-
東御市				東御市病院事業会計	-	-
安曇野市				水道事業会計	-	-
安曇野市				下水道事業会計	-	-
安曇野市				産業団地造成事業特別会計	-	-
安曇野市				有明荘特別会計	-	-
小海町				小海町簡易水道事業特別会計	-	-
川上村				川上村簡易水道事業会計	-	-
川上村				川上村下水道事業会計	-	-
南牧村				簡易水道事業会計	-	-
南牧村				下水道事業会計	-	-
南牧村				宅地造成事業特別会計	-	-
南相木村				簡易水道事業会計	-	-
北相木村				簡易水道事業会計	-	-
佐久穂町				佐久穂町病院事業会計	-	-
佐久穂町				佐久穂町簡易水道事業特別会計	-	-
佐久穂町				佐久穂町農業集落排水事業特別会計	-	-
佐久穂町				佐久穂町住宅地造成事業特別会計	-	-
軽井沢町				軽井沢町水道事業会計	-	-
軽井沢町				軽井沢町国民健康保険軽井沢病院事業会計	-	-
軽井沢町				軽井沢町下水道事業会計	-	-

(単位：％)

市町村・一部事務組合	特別会計	資金不足比率	
		R6	R5
御代田町	御代田小沼水道事業会計	-	-
御代田町	御代田町下水道事業会計	-	-
立科町	立科町水道事業会計	-	-
立科町	立科町下水道事業会計	-	-
青木村	青木村簡易水道事業会計	-	-
青木村	青木村特定環境保全公共下水道事業会計	-	-
長和町	長和町上水道事業会計	-	-
長和町	長和町特定環境保全公共下水道事業特別会計	-	-
長和町	長和町簡易排水施設特別会計	-	-
長和町	長和町観光施設事業特別会計	-	-
下諏訪町	水道事業会計	-	-
下諏訪町	下水道事業会計	-	-
下諏訪町	温泉事業特別会計	-	-
富士見町	富士見町水道事業会計	-	-
富士見町	富士見町下水道事業会計	-	-
富士見町	富士見町観光施設貸付事業特別会計	-	-
原村	原村水道事業会計	-	-
原村	原村下水道事業会計	-	-
辰野町	辰野町上水道事業会計	-	-
辰野町	辰野町下水道事業会計	-	-
辰野町	町立辰野病院事業会計	-	-
箕輪町	水道事業会計	-	-
箕輪町	下水道事業会計	-	-
飯島町	水道事業会計	-	-
飯島町	下水道事業会計	-	-
南箕輪村	水道事業会計	-	-
南箕輪村	下水道事業会計	-	-
中川村	水道事業会計	-	-
中川村	下水道事業会計	-	-
宮田村	水道事業会計	-	-
宮田村	下水道事業会計	-	-
松川町	水道事業会計	-	-
松川町	下水道事業会計	-	-
松川町	信州まつかわ温泉清流苑事業会計	-	-
松川町	発電事業特別会計	-	-
高森町	水道事業会計	-	-
高森町	公共下水道事業会計	-	-
高森町	農業集落排水事業特別会計	-	-
高森町	地域開発事業特別会計	-	-
阿南町	阿南町簡易水道事業会計	-	-
阿南町	阿南町下水道事業会計	-	-
阿智村	水道事業会計	-	-
阿智村	下水道事業会計	-	-
平谷村	平谷村簡易水道事業	-	-
平谷村	平谷村農業集落排水事業	-	-

(単位：％)

市町村・一部事務組合			特別会計	資金不足比率		
				R6	R5	
根	羽	村	根羽村簡易水道事業会計	-	-	
根	羽	村	根羽村下水道事業会計	-	-	
下	條	村	下條村簡易水道事業会計	-	-	
売	木	村	売木村簡易水道事業会計	-	-	
売	木	村	売木村農業集落排水事業会計	-	-	
天	龍	村	天龍村村営水道事業会計	-	-	
天	龍	村	天龍村村営下水道事業会計	-	-	
泰	阜	村	簡易水道事業会計	-	-	
喬	木	村	水道事業会計	-	-	
喬	木	村	下水道事業会計（特定環境保全公共下水道事業）	-	-	
喬	木	村	下水道事業会計（農業集落排水事業）	-	-	
豊	丘	村	水道事業会計	-	-	
豊	丘	村	下水道事業会計	-	-	
大	鹿	村	大鹿村簡易水道事業会計	-	-	
上	松	町	上松町水道事業会計	-	-	
上	松	町	上松町下水道事業会計	-	-	
南	木	曾	町	南木曾町簡易水道事業会計	-	-
南	木	曾	町	南木曾町特定環境保全公共下水道事業会計	-	-
南	木	曾	町	南木曾町農業集落排水事業会計	-	-
南	木	曾	町	南木曾町浄化槽市町村整備推進事業会計	-	-
南	木	曾	町	南木曾町宅地造成事業特別会計	-	-
木	祖	村	木祖村簡易水道事業会計	-	-	
木	祖	村	木祖村下水道事業会計	-	-	
王	滝	村	公営企業観光施設事業会計	-	-	
王	滝	村	公営企業村営水道事業会計	-	-	
王	滝	村	公営企業おんたけ高原簡易水道事業会計	-	-	
王	滝	村	公営企業農業集落排水事業会計	-	-	
王	滝	村	公営企業簡易排水事業会計	-	-	
大	桑	村	大桑村簡易水道事業会計	-	-	
大	桑	村	大桑村農業集落排水事業会計	-	-	
大	桑	村	大桑村特定環境保全公共下水道事業会計	-	-	
木	曾	町	木曾町水道事業会計	-	-	
木	曾	町	木曾町簡易水道事業会計	-	-	
木	曾	町	木曾町下水道事業会計	-	-	
麻	績	村	麻績村簡易水道事業会計	-	-	
麻	績	村	麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計	-	-	
麻	績	村	麻績村下水道事業会計	-	-	
生	坂	村	簡易水道事業会計	-	-	
生	坂	村	下水道事業会計	-	-	
生	坂	村	福祉センター特別会計	-	-	
山	形	村	山形村水道事業会計	-	-	
山	形	村	山形村下水道事業会計	-	-	
山	形	村	山形村清水高原簡易水道事業会計	-	-	
朝	日	村	朝日村簡易水道事業会計	-	-	
朝	日	村	朝日村下水道事業会計	-	-	

(単位：％)

市町村・一部事務組合			特別会計	資金不足比率			
				R6	R5		
朝	日	村	あさひプライムスキー場事業特別会計	-	-		
筑	北	村	筑北村簡易水道事業会計	-	-		
筑	北	村	筑北村集落排水事業会計	-	-		
筑	北	村	筑北村合併浄化槽事業会計	-	-		
筑	北	村	筑北村とくら温泉施設特別会計	-	-		
筑	北	村	筑北村差切峡温泉施設特別会計	-	-		
筑	北	村	筑北村冠着温泉施設特別会計	-	-		
池	田	町	水道事業会計	-	-		
池	田	町	下水道事業会計	-	-		
松	川	村	水道事業会計	-	-		
松	川	村	下水道事業会計	-	-		
白	馬	村	水道事業会計	-	-		
白	馬	村	下水道事業会計	-	-		
小	谷	村	簡易水道事業会計	-	-		
小	谷	村	下水道事業会計	-	-		
坂	城	町	坂城町下水道事業会計	-	-		
小	布	施	町	水道事業会計	-	-	
小	布	施	町	下水道事業会計	-	-	
高	山	村	上水道事業会計	-	-		
高	山	村	下水道事業会計	-	-		
高	山	村	温泉開発事業特別会計	-	-		
山	ノ	内	町	山ノ内町公共下水道事業会計	-	-	
山	ノ	内	町	山ノ内町農業集落排水事業会計	-	-	
山	ノ	内	町	山ノ内町水道事業会計	-	-	
木	島	平	村	木島平村水道事業会計	-	-	
木	島	平	村	木島平村下水道事業会計	-	-	
木	島	平	村	木島平村観光施設特別会計	-	-	
木	島	平	村	木島平村小水力発電特別会計	-	-	
野	沢	温	泉	村	水道事業会計	-	-
野	沢	温	泉	村	観光施設事業会計	-	-
野	沢	温	泉	村	小水力発電事業特別会計	-	-
野	沢	温	泉	村	下水道事業会計	-	-
信	濃		町	信濃町水道事業会計	-	-	
信	濃		町	信濃町下水道事業会計	-	-	
信	濃		町	信濃町立病院事業会計	-	-	
小	川		村	簡易水道事業会計	-	-	
小	川		村	下水道事業会計	-	-	
飯	綱		町	水道事業会計	-	-	
飯	綱		町	病院事業会計	-	-	
飯	綱		町	下水道事業会計	-	-	
飯	綱		町	住宅地造成事業特別会計	-	-	
栄			村	簡易水道事業会計	-	-	
栄			村	下水道事業会計	-	-	
栄			村	スキー場特別会計	-	-	
川西保健衛生施設組合			川西保健衛生施設組合下水道事業会計	-	-		

(単位：％)

市町村・一部事務組合	特別会計	資金不足比率	
		R6	R5
佐久水道企業団	佐久水道企業団水道事業会計	-	-
浅麓水道企業団	浅麓水道企業団水道事業会計	-	-
伊那中央行政組合 (事業会計分)	伊那中央病院事業会計	-	-
伊南行政組合	病院事業会計	-	-
諏訪中央病院組合	諏訪中央病院組合病院事業会計	-	-
諏訪中央病院組合	諏訪中央病院組合介護老人保健施設事業会計	-	-
諏訪中央病院組合	諏訪中央病院組合看護専門学校事業会計	-	-
諏訪中央病院組合	諏訪中央病院組合介護老人福祉施設事業会計	-	-
佐久環境衛生組合	佐久環境衛生組合下水道事業特別会計	-	-
木曾広域連合	下水道事業会計	-	-
南信州広域連合	稲葉クリーンセンター特別会計	-	-
依田窪医療福祉事務組合	依田窪病院事業会計	-	-
松塩地区広域施設組合	電気事業特別会計	-	-
高瀬広域水道企業団	用水供給事業会計	-	-

健全化判断比率等の概要

1 実質赤字比率：一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

一般会計等の実質赤字額 標準財政規模	早期健全化基準	11.25% ～15% 財政規模による
$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$ ・一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額 ・実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）	財政再生基準	20%

2 連結実質赤字比率：全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

連結実質赤字額（イ＋ローハ－二） 標準財政規模	早期健全化基準	16.25% ～20% 財政規模による
$\frac{\text{連結実質赤字額（イ＋ローハ－二）}}{\text{標準財政規模}} \times 100$ イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額 ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額 ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額 ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額	財政再生基準	30%

3 実質公債費比率：一般会計等が負担する元利償還金・準元利償還金の標準財政規模に対する比率（3 か年平均）

地方債の元利償還金＋準元利償還金－（特定財源＋イ） 標準財政規模－イ	早期健全化基準	25%
$\frac{\text{地方債の元利償還金＋準元利償還金－（特定財源＋イ）}}{\text{標準財政規模－イ}} \times 100$ イ：元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 準元利償還金：①から⑤までの合計額 ① 満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還とした場合における 1 年当たりの元金償還金相当額 ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの ③ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの ⑤ 一時借入金の利子	財政再生基準	35%

4 将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋イ） 標準財政規模－ロ	早期健全化基準	350%
$\frac{\text{将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋イ）}}{\text{標準財政規模－ロ}} \times 100$ イ：地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 ロ：元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 将来負担額：①から⑩までの合計額 ① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高 ② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第 5 条各号の経費に係るもの） ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額 ④ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額 ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額 ⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額 ⑦ 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額 ⑧ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額 ⑨ 連結実質赤字額 ⑩ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 ・充当可能基金額：イからチまでの償還額等に充てることができる地方自治法第 241 条の基金	財政再生基準	—

5 資金不足比率：各公営企業における資金の不足額の事業規模に対する比率

$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$		
○資金の不足額 ①法適用企業＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額 ②法非適用企業＝（歳出額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－歳入額）－解消可能資金不足額		経 営 健全化 基準 20%

- ※ 早期健全化基準以上の団体は、財政健全化計画の策定が義務付けられる。
- ※ 財政再生基準以上の団体は、財政再生計画の策定が義務付けられるとともに、地方債の起債が制限される。
- ※ 経営健全化基準以上の公営企業がある団体は、当該公営企業の経営健全化計画の策定が義務付けられる。
- ※ 財政健全化計画及び経営健全化計画については、一定の要件を満たす場合、計画の策定を要しない。